

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アドバンテスト		コード	6857
提出日	2026/6/24	異動（予定）日	2026/7/31	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	占部 利充	社外取締役	○													○		有
2	西田 直人	社外取締役	○										△					有
3	Larry Meixner	社外取締役	○													○	新任	有
4	住田 清芽	社外取締役	○													○		有
5	中田 朋子	社外取締役	○								●							有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	占部 利充氏は、日本を代表する総合商社やノンバンクでの豊富な経営経験、特に米国及びアジアにおける海外経験、事業投資判断等に関する経験、人事・IT等管理部門に関する幅広い経験を有しております。当社では、同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上及び取締役会の活性化に資する役割を期待しております。これらを総合的に勘案し、当社社外取締役として適任と判断しました。当社は、同氏との間に特段の取引関係はありません。また、2025年度において、当社と同氏が社外取締役を務めていた日本ビジネスシステムズ株式会社との間に特段の取引関係はありません。以上の点から、同氏は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。
2	西田 直人氏が2017年10月まで業務執行者を務めていた株式会社東芝及び同社グループ会社と当社の間には、当社製品の販売等の取引がありますが、同社及びそのグループ会社と当社との2025年度における取引額は、当社の連結売上原価並びに販売費及び一般管理費合計額の1%未満です。以上の点から、同社及びそのグループ会社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、同氏は、十分独立性を有していると判断しております。	西田 直人氏は、半導体に深く関係するグローバル企業での技術、SCM（サプライチェーンマネジメント）、生産、研究開発部門での経験に加え、レーザー技術に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有しております。当社では、当社が属する業界及び産業・技術における同氏の識見並びに同氏が有する戦略的イノベーションの視点を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上及び取締役会の活性化に資する役割を期待しております。これらを総合的に勘案し、当社社外取締役として適任と判断しました。当社は、同氏との間に特段の取引関係はありません。また、同氏は、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定する独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	Larry Meixner氏は、日本及び米国の企業における技術、研究、開発部門での経験並びにそれらの部門の責任者としての豊富な経験に加え、AI統合プラットフォームによるR&Dイノベーションを提供する企業の日本法人の経営経験を有しております。当社では、技術、研究、開発における同氏の識見並びに同氏が有するR&Dイノベーション及びグローバルビジネスの視点を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上及び取締役会の活性化に資する役割を期待しております。これらを総合的に勘案し、当社社外取締役として適任と判断しました。当社は、同氏及び同氏が社長を務めているアルバート・インベント・ジャパン株式会社との間に特段の取引関係はありません。以上の点から、同氏は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定します。
4	該当事項はありません。	住田 清芽氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり公認会計士として監査法人に勤務し、会計監査業務及び内部統制に関する業務に携わっており、財務及び会計に関する幅広い知識と経験を有しております。当社では、財務及び会計に関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、企業会計や内部統制の向上に資する役割を期待しております。これらを総合的に勘案し、当社監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。当社は、同氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が社外取締役（監査委員）を務めている株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に上場費用等を支払っておりますが、同社と当社との2025年度における取引額は、当社の連結売上原価並びに販売費及び一般管理費合計額の1%未満です。また、同氏が社外取締役（監査等委員）を務めている古河電気工業株式会社と原材料の購入等の取引がありますが、同社と当社との2025年度における取引額は、当社の連結売上原価並びに販売費及び一般管理費合計額の1%未満です。以上の点から、上記2社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、同氏は、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。
5	中田 朋子氏は、長島・大野・常松法律事務所に所属する弁護士の三親等以内の親族であります。当社と同事務所との間には、法律相談に関する取引がありますが、2025年度における同事務所への支払金額は同事務所の総収入の1%にも満たない少額なものであります。以上の点から、同氏は、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分独立性を有していると判断しております。	中田 朋子氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、裁判官及び弁護士として企業法務の実務や一般民事及び国内・国際相続案件に携わるなど、法律に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。当社では、同氏の法律に関する識見を当社グループの監査・監督に反映させ、コンプライアンスの向上に資する役割を期待しております。これらを総合的に勘案し、当社監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。当社は、同氏、同氏が代表を務めている法律事務所及び同氏が社外取締役監査等委員を務めているティ・エス テック株式会社との間に特段の取引関係はありません。また、同氏は、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定する独立性判断基準及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。